

1. 「Ｌアラートサービス利用規約」で定める「Ｌアラートサービス及び利用契約」の「有効期間」(第 14 条)の一部変更

(変更の内容及び理由)

一般情報伝達者、協力事業者(特定情報伝達者を除く)及び特別利用者(官公庁を除く)(以下「対象Ｌアラート利用者」という。)は、Ｌアラートサービス等の有効期間が2年間となっており、有効期間終了までに、利用継続の手続きが必要となっている(2年に1回手続きが発生)。これは有効期間を設けることで、Ｌアラート利用者としての資格を有しているか確認(活動状況等)することを目的としたもの(2015年4月1日改定(1.5版)で導入)。

しかし、2019年4月23日改正(1.12版)にＬアラートサービス加入審査の基準を厳しくしたこともあり、これまで継続審査にて「利用継続不可」と判断されたＬアラートサービス利用者はいない(自主解約は除く)。また、利用継続の対象となるＬアラートサービス利用者は、年々増加しており、運用負荷が増大している。

上記を踏まえ、対象Ｌアラート利用者の有効期間を「当事者間の協議により終了の期日を定める」よう規約を変更することとしたい。これに伴い、当事者間の協議があった場合のみ終了の期日を定めるということとなることから、2年に1度の定期的な利用継続手続きは不要とすることを予定している(2025年度以降を想定)。

(現行)

財団との利用契約の相手方	サービス及び利用契約の有効期間
・情報発信者(地方公共団体) ・特定情報伝達者	終了の期日を定めない。
・情報発信者(地方公共団体を除く。)	当事者間の協議により終了の期日を定める。
・一般情報伝達者 ・協力事業者(特定情報伝達者の場合を除く。)	契約締結日の翌々年度の末日に終了する。
・特別利用者(官公庁を除く。)	契約締結日の翌々年度の末日に終了する。
・特別利用者(官公庁) ・情報仲介者	当事者間の協議により終了の期日を定める。

(変更後)

財団との利用契約の相手方	サービス及び利用契約の有効期間
・情報発信者(地方公共団体) ・特定情報伝達者	終了の期日を定めない。
・情報発信者(地方公共団体を除く。)	当事者間の協議により終了の期日を定める。
・一般情報伝達者 ・協力事業者(特定情報伝達者の場合を除く。)	当事者間の協議により終了の期日を定める。
・特別利用者(官公庁を除く。)	当事者間の協議により終了の期日を定める。
・特別利用者(官公庁) ・情報仲介者	当事者間の協議により終了の期日を定める。

(変更対象)

- ・CMNS-A20-002 Lアラートサービス利用規約

(運用対応)

- ・現在設定されている、対象Lアラート利用者の有効期間の終了日を解除
- ・対象Lアラート利用者に、発行済の利用応諾書に記載されている利用期間を、「**当事者間の協議により終了の期日を定める**」に読み替えるよう通知
(上記は、2025年度に実施することを想定。2024年度においては、利用継続の手続きが必要)

2. 「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」に「情報種別による利用条件」を追記

(変更の内容及び理由)

情報伝達者は、「避難情報」を伝達することが必須^{*}であるため、取り扱う種別を定める「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則」において、情報伝達者の「情報種別による利用条件」として、避難情報の伝達が必須である旨を追記する。

※例えば、「停電発生状況」のみ伝達することを目的として、Lアラートに加入することはできない。

(追加内容)

情報種別はサービス利用者等が対象地域や情報種別等を指定し、選択的に行うことができるが、情報伝達者は有する手段により、避難情報を受信し、地域住民に情報伝達することが必要である。

(変更対象)

- ・CMNS-A20-010 Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則

以上